

## チアダンス全国大会に出場

【第24回全日本チアダンス選手権大会  
出場・第3位入賞報告】

令和6年11月23日㊥・24日㊦に東京体育館で開催された「ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP 2024 ～第24回全日本チアダンス選手権大会～」に、関西予選大会を経て出場した、チアダンスグループ「L'eclat」のチーム「Les bonbons blue」の深谷優月さん（幸田小学校6年生）、チーム「Les bonbons rose」の深谷朝菜さん（幸田小学校4年生）がその報告のため2月12日㊦に町長を訪れました。

第3位入賞を果たした優月さんは、「4月からは中学生になるのを機会に、チアダンスに限らず、幅広いジャンルでのダンスやパフォーマンスにチャレンジしていきたい」と、新たな目標を語ってくれました。



左から深谷朝菜さん、深谷優月さん

## パソコン入力コンクール 全国大会で入賞

【第24回毎日パソコン入力コンクール全国大会  
4位入賞報告】

令和6年12月8日㊦に開催された「第24回毎日パソコン入力コンクール全国大会」にて4位入賞の優秀な成績を収められた幸田中学校3年生の榊原倅さんが、その報告のため2月13日㊦に町長を訪れました。

榊原さんは「高校生では英文Bで全国大会に出場し、優勝を目指して頑張りたい」と抱負を話してくれました。



報告する榊原さん

## 卓球全国大会で入賞

【第40回記念 全国専門学校卓球選手権大会 入賞報告】

令和6年12月3日㊥・4日㊦に駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内競技場で開催された「文部科学大臣杯争奪 全国専門学校総合体育大会 第40回記念 全国専門学校卓球選手権大会」に出場した稲吉巧さん（東海医療科学専門学校2年生）が団体戦で準優勝・個人戦で5位入賞、杉山晴さん（山本学園情報文化専門学校3年生）が団体戦で3位入賞を果たし、その報告のため2月20日㊦に町長を訪れました。

稲吉さんは南部中学校で、杉山さんは北部中学校で、それぞれ卓球の腕を磨き始め、今日に至るまで数々の成果を上げてこられ、「今後とも地域の仲間や大学・職場で卓球を続けていきたい」と、語ってくれました。



左から稲吉さん、杉山さん

## 町長へこんにちは！

### 女子相撲全国大会で優勝

【第15回全日本女子相撲岐阜大会 優勝・  
第29回全日本女子相撲選手権大会 入賞報告】

令和6年7月14日㊤に岐阜県岐阜市で開催された「ぎふ清流国体開催記念第15回全日本女子相撲岐阜大会」で優勝、および、10月13日㊤に京都府宇治市で開催された「第29回全日本女子相撲選手権大会」の個人戦で準優勝、団体戦で第3位入賞を果たした立命館大学4回生の柴田歩乃佳さんが、その報告のため、2月21日㊤に町長を訪れました。

柴田さんは、「4月からは社会人として、仕事と相撲を両立させていきたい。まずは、5月の全日本相撲選手権大会で優勝し、秋に開催される世界選手権大会出場を目指したい。」と、その意気込みを語ってくれました。

また、本年度から町で2人目となる「幸田町スポーツ大使」の委嘱を快諾していただきました。



報告する柴田さん

## ありがとうございます



右：株式会社ジェイテクトグライディングシステム  
取締役社長 平井正彦

### 学校備品を 寄贈していただきました

【株式会社ジェイテクトグライディングシステム  
学校備品寄贈式】

株式会社ジェイテクトグライディングシステムから、2月の創立を記念して、町の未来を担う子どもたちの役に立ちたいという思いで、学校備品の寄贈の申し出があり、2月12日㊤に寄贈式を行いました。町内6小学校の希望に応じた学校備品として、ホワイトボード、複合機、電子ホッチキス、一輪車、タイマーや立体模型などの算数用教材などを寄贈していただきました。子どもたちが快適で充実した楽しい学校生活が送れるように有効活用していきます。

### えこたんの E・COナビ



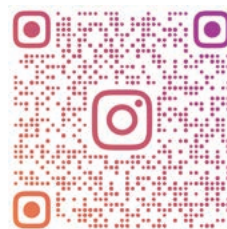
環境に特化した情報を皆さんへお伝えするため、町公式環境課のInstagramアカウントを新規に開設しました。

関連の投稿には「#幸田町環境課」や「#クリーンパトロール幸田」、「#クリパト幸田」、「#SDGs未来都市幸田」をつけ、環境課の取り組みやSDGsに関する情報を写真や動画などを使用して発信しますので、ぜひアカウントのフォローをお願いします。

問合せ 環境課 環境保全グループ(内線271) FAX63-5169



### 町公式環境課Instagram アカウントを開設しました！



KOTA.KANKYO

↑アカウントはこちらから





## 新エネルギーシステム設置費と次世代自動車購入費を補助します

### ◎新エネルギーシステム設置費補助金

家庭用新エネルギーシステムを設置した人に対し、補助金を交付します。

#### 補助対象システム

| システム名                | システムの概要                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 住宅用太陽光発電施設           | 住宅において太陽電池を利用して電気を発生させる設備およびこれに付属する設備                             |
| 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) | 電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整・制御できるシステム                            |
| 燃料電池                 | 燃料電池ユニット、貯湯ユニットなどから構成され、都市ガス、LPガスなどを利用して発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるシステム |
| 蓄電池                  | リチウムイオン蓄電池および電力変換装置を備え、電力を蓄えることや停電時などに蓄えた電力を活用することができるシステム        |
| 電気自動車等充電設備(V2H)      | 電気自動車などへの充電および住宅への電力の供給が可能なシステム                                   |
| 高性能外皮など              | ZEHに必要な要件を満たす高断熱外皮、空調・換気・給湯設備(エネファームを除く)                          |
| 断熱窓                  | 既存の住宅の窓に対し、内窓の取付けや外窓の交換またはガラスの交換を行い、断熱性の高い窓に改修するもの                |
| 太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機  | 太陽光発電と連動し、おもに昼間の太陽光発電の電力を利用し、昼間時間帯に沸き上げ運転を行うもの(通常のエコキュートとは異なります)  |
| 太陽熱利用システム            | 太陽熱を利用し、給湯・暖房・冷房に供給する温水、温風または冷風を発生させるもの                           |

#### 補助金額

本年度より、蓄電池(単独設置)および住宅用太陽光発電施設+HEMS+蓄電池(一体的導入)の補助金額が増額されました。各システムの補助金額については下記をご覧ください。

●単独設置(下記システムを単体で設置)

| システム名                | 補助金額     |
|----------------------|----------|
| 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) | 1万円      |
| 燃料電池                 | 10万円     |
| 蓄電池                  | 15万円     |
| 電気自動車等充電設備(V2H)      | 5万円      |
| 太陽熱利用システム(自然循環型)     | 1万5,000円 |
| 太陽熱利用システム(強制循環型)     | 3万円      |

●一体的導入(下記システムを同時に設置)

| システム名                          | 補助金額      |
|--------------------------------|-----------|
| 住宅用太陽光発電施設+HEMS+蓄電池            | 21万2,800円 |
| 住宅用太陽光発電施設+HEMS+高性能外皮(ZEH)     | 16万2,800円 |
| 住宅用太陽光発電施設+HEMS+V2H            | 11万2,800円 |
| 住宅用太陽光発電施設+HEMS+断熱窓            | 12万2,800円 |
| 住宅用太陽光発電施設+太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機 | 6万2,800円  |

### ◎次世代自動車購入費補助金

次世代自動車を購入または3年以上のリース(サブスクリプションを含む)契約した人に対し、補助金を交付します。

#### 次世代自動車の種類・概要および補助金額

| 自動車の種類            | 自動車の概要                                      | 補助金額                  | 補助上限額                   |
|-------------------|---------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 燃料電池自動車(FCV)      | 燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車             | 車両本体価格の10分の1(千円未満切捨て) | 30万円                    |
| 電気自動車(EV)         | 電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を有さない四輪以上の自動車      |                       | 軽自動車 5万円<br>軽自動車以外 10万円 |
| プラグインハイブリッド車(PHV) | 外部電源からの充電を可能とした内燃機関およびエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車 |                       | 10万円                    |

本年度より、購入に限らずリース契約した次世代自動車についても補助対象となります。

各種補助金は、申請の受付件数に限りがあり、先着順となります。申請方法や補助金交付条件などの詳細は町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



↑『新エネルギーシステム設置費補助金』についてはこちら



↑『次世代自動車購入費補助金』についてはこちら



↑EV充電設備の導入状況についてはこちら

現在、町内の一部公共施設にEV充電設備を導入済みです。是非ご活用ください。  
今後の導入状況は町ホームページをご覧ください。



問合せ 環境課 環境保全グループ(内線272) FAX63-5169



## 資源循環型マットレス購入費と生ごみ処理容器等購入費を補助します

### ◎資源循環型マットレス購入費補助金

家庭向けの水平リサイクル可能なマットレス製品を購入された人に対し、補助金を交付します。

#### 申請受付期間

4月1日④～令和8年3月31日④

\* 4月1日④以降に購入した物に限る

#### 補助対象者

町内在住で、購入した資源循環型マットレスを自らもしくは同じ世帯の人が使用する人

\* 世帯主および使用する人が町税を滞納していないこと

#### 補助内容

対象マットレスの購入金額の15% (1,000円未満端数切捨て)

補助限度額は、3万円

\* 補助金の交付は、使用する人1人につき1回

#### 申請方法

申請書を環境課（役場2階15番窓口）へ持参にて提出してください。

\* 領収書や保証書の写しなどの添付が必要です。

申請の受け付けは、予算の範囲内で先着順となります。

詳細は町ホームページ（下記の2次元コード）をご覧ください。



マットレス製品

### ◎生ごみ処理容器等購入費補助金

一般家庭から出される生ごみを減量・堆肥化する処理容器（コンポスト）や処理機（電気式）を購入・設置された人に対し、補助金を交付します。

#### 補助対象者

町内在住で、生ごみ処理容器または処理機を町内に設置する人

\* 町税を滞納していないこと

#### 補助内容

購入金額の2分の1 (100円未満端数切捨て)

補助限度額は、処理容器1基：6,000円、処理機1基：5万円

1世帯につき処理容器は2基、処理機は1基まで

\* この補助金を利用して設置した生ごみ処理容器や処理機が7年を経過し、損傷などで買い替える場合は、再度、補助金を活用することができます。

\* 4月1日④以後に購入されたものに限りです。

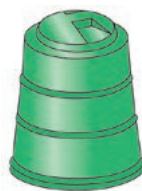
#### 申請方法

購入日から60日以内に申請書を環境課へ提出してください。

\* 領収書など添付

申請の受け付けは、予算の範囲内で先着順となります。

詳細は町ホームページ（下記の2次元コード）をご覧ください。



処理容器(コンポスト)



処理機(電気式)



↑「資源循環型マットレス購入費補助金」についてはこちら



↑「生ごみ処理容器等購入費補助金」についてはこちら

問合せ 環境課 ごみ対策グループ（内線273） FAX63-5169

12 つくる責任  
つかう責任





## 令和7年度狂犬病予防注射(集合注射)について

あなたが飼っている愛犬は、狂犬病予防法により毎年4月1日から6月30日の間で狂犬病予防注射を受けなければなりません。予防注射を受けるときは、必ず、案内はがき（令和7年度 狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）を持参してください。

\*狂犬病予防注射は、動物病院で受けることもできます。

**対 象** 生後91日（3カ月）以上の犬

**費 用** 注射のみ：3,500円 \*登録していない犬は、登録料3,000円が別途かかります。

| 月日     | 実施会場         | 時間            | 月日     | 実施会場                | 時間            |
|--------|--------------|---------------|--------|---------------------|---------------|
| 4月14日㊦ | 坂崎公民館        | 午後1時30分～1時45分 | 4月16日㊦ | 永野老人憩の家             | 午後1時30分～1時40分 |
|        | 高力老人憩の家      | 午後1時55分～2時5分  |        | 野場ふれあいセンター          | 午後1時50分～2時5分  |
|        | 大草老人憩の家      | 午後2時15分～2時25分 |        | 須美公民館               | 午後2時15分～2時25分 |
|        | 鷺田公民館        | 午後2時35分～2時50分 |        | 桐山組合倉庫前             | 午後2時35分～2時50分 |
|        | 新田老人憩の家      | 午後3時～3時10分    |        | 六栗公民館               | 午後3時～3時10分    |
| 4月15日㊦ | 岩堀公民館        | 午後1時30分～1時45分 | 4月17日㊦ | 市場公民館               | 午後1時30分～1時45分 |
|        | 横落コミュニティセンター | 午後1時55分～2時10分 |        | 逆川農村センター            | 午後1時55分～2時5分  |
|        | 荻農村センター      | 午後2時20分～2時35分 |        | 海谷公民館               | 午後2時15分～2時25分 |
|        | 芦谷公民館        | 午後2時45分～3時    |        | 深溝児童館               | 午後2時35分～2時45分 |
|        |              |               |        | 役場車庫棟前<br>(保健センター隣) | 午後2時55分～3時10分 |

●首輪は外れないようにし、適切な長さのリードをしっかりと付けましょう。

●フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

**問合せ** 環境課 環境保全グループ（内線272） FAX63-5169



## 在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券を交付します

一定の条件を満たす80歳以上の人へ交付されますので、希望する人は申請をしてください。

**対 象**

町内在住で、次の①～③の全ての条件を満たす人

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| ①医療・福祉・介護施設に入院や入所をしておらず、在宅で過ごしている人                                      |
| ②福祉タクシー料金助成利用券の対象者（障害者手帳1級から3級・療育手帳A判定またはB判定・精神障害者保健福祉手帳1級または2級保持者）でない人 |
| ③令和7年度末（令和8年3月31日）時点で80歳以上であって、運転免許を有していない人                             |

**助成額**

タクシーの普通車初乗り運賃+1,000円以内券 年間16回分

\*5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

**申請方法**

身分証明書、運転免許証を返納したことがわかるもの（任意）を持って福祉課（役場1階5番窓口）で手続きをしてください。

**問合せ** 福祉課 包括ケアグループ（内線153） FAX56-6218



## 福祉タクシー利用助成券を交付します

一定の障がいがある人へタクシー利用助成券が交付されますので、希望する人は申請をしてください。

**対 象** 町内在住で、次のいずれかの手帳をお持ちの人

- ・身体障害者手帳（1級から3級）
- ・療育手帳（A判定またはB判定）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）
- ＊ただし、運転免許証を有している人は対象外。

**助 成 額** 年額 35,000円分まで（500円以内券 各70枚）

＊5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

**申請方法** 対象となる障害者手帳を持って、福祉課（役場1階5番窓口）で手続きをしてください。

**問合せ** 福祉課 包括ケアグループ(内線153) FAX56-6218



## 国民健康保険の届出は必ず14日以内にしましょう

国民健康保険の届出は、必ず14日以内に手続きを終えましょう。

|              | 届出が必要なとき             | 届出に必要なもの                                        |
|--------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| 国民健康保険に入るとき  | 町外から転入したとき           | —                                               |
|              | 職場の健康保険をやめたとき        | 職場の健康保険をやめた証明書（事業主等の押印が必要）                      |
|              | 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 扶養からはずれた証明書（事業主等の押印が必要）                         |
|              | 子どもが生まれたとき           | —                                               |
|              | 生活保護を受けなくなったとき       | 保護廃止決定通知書                                       |
| 国民健康保険をやめるとき | 町外へ転出するとき            | 資格確認書など                                         |
|              | 職場の健康保険に入ったとき        | 資格確認書など、職場の健康保険資格確認書または証明書                      |
|              | 死亡したとき               | 資格確認書など、喪主(葬祭を行った人)の預金通帳、会葬礼状や領収書などで喪主の確認ができるもの |
|              | 障がいにより後期高齢者医療制度に入るとき | 資格確認書など                                         |
|              | 生活保護を受けるようになったとき     | 資格確認書など、保護決定通知書                                 |
| そのほか         | 町内で住所が変わったとき         | 資格確認書など                                         |
|              | 世帯主や氏名が変わったとき        |                                                 |
|              | 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき |                                                 |
|              | 修学のため町外へ転出するとき       | 資格確認書など、在学証明書または学生証                             |
|              | 施設入所のため町外へ転出するとき     | 資格確認書など、入所の確認ができるもの                             |
|              | 国民健康保険資格確認書をなくしたとき   | —                                               |

＊「資格確認書など」は、資格確認書または、被保険者証のことです。

＊届出には、この表に掲げるもの以外に、手続きをする人の運転免許証など本人確認ができるものと、対象となる人および世帯主のマイナンバーカードなどマイナンバー（個人番号）が確認できるものをご持参ください。

＊マイナンバーカードの保険証利用登録ができていない人は、資格確認書を持っていない場合があります。その場合は資格情報のお知らせをご持参ください。

＊高齢受給者証、限度額適用認定証などをお持ちの人は手続きのときにご持参ください。

＊別世帯の人が手続きをする場合は委任状が必要です。

**問合せ** 保険医療課 国保年金グループ(内線141) FAX63-5334



## 各種手当をご存じですか

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。対象の人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

### 手続き場所・問合せ

- ① ② 福祉課 介護保険グループ（内線156）  
 ③～⑦ 福祉課 福祉グループ（内線152）  
 FAX56-6218  
 ⑧～⑪ こども課 児童育成グループ（内線133）  
 FAX63-5334

| 名称                        | 支給要件                                                                                                                                                                                 | 所得制限 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ①幸田町<br>在宅介護<br>手当        | 要介護3～5で65歳以上の人を<br>現に在宅で介護している同一世<br>帯（住民票が同じ）の親族<br>*対象者が入院、入所している<br>期間は除きます。                                                                                                      | 無    |
| ②幸田町<br>家族介護<br>手当        | 要介護4または5で町民税非課<br>税世帯の65歳以上の人を過去1<br>年間介護保険サービスを受けず<br>（ショートステイは7日以内なら<br>可）に在宅で介護している同<br>一世帯（住民票が同じ）の親族                                                                            | 有    |
| ③幸田町<br>心身障害<br>者扶助費      | 身体障害者手帳・療育手帳また<br>は精神障害者保健福祉手帳を<br>持っている人<br>*下記の人は除きます。<br>・介護人が在宅介護手当受給者<br>・施設入所者<br>・65歳以上の新規・転入                                                                                 | 無    |
| ④愛知県<br>在宅重度<br>障害者<br>手当 | ●身体障害者手帳1・2級＋<br>IQ35以下の人（1種）<br>●身体障害者手帳1・2級の人<br>●IQ35以下の人（2種）<br>●身体障害者手帳3級＋IQ50<br>以下の人（2種）<br>*施設入所者、3カ月以上継続<br>して入院している人および特<br>別障害者手当、障害児福祉手<br>当の受給者、65歳以上の新規<br>手帳取得者は除きます。 | 有    |
| ⑤障害児<br>福祉手当              | 20歳未満で、知的または身体に<br>著しい重度の障がいがあるた<br>め、日常生活において常時特別<br>の介護が必要な児童<br>*施設入所者は除きます。<br>・1級身体障がい児<br>・2級身体障がい児の一部<br>（常時介護を必要とする人）<br>・IQ20以下の知的障がいまた<br>は病状で常時介護が必要な人                    | 有    |

| 名称                  | 支給要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所得制限 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ⑥特別障害<br>者手当        | 20歳以上で、知的または身体に著<br>しい障がいがあるため、日常生活<br>において常時特別の介護が必要な<br>人<br>*施設入所者、長期入院者は除き<br>ます。<br>・身体障害2級（一部を除く）程<br>度の障がい重複している人<br>・身体障害2級（一部を除く）程<br>度の障がいがあり、IQ20以下<br>の人<br>・身体障害2級（一部を除く）程<br>度の障がいまたはIQ20以下で、<br>ほかに3級相当の障がい2つ<br>以上ある人<br>・身体障害2級（一部を除く）程<br>度の障がいまたはIQ20以下、<br>もしくは、これと同程度の障が<br>いまたは病状がある人で、日常<br>生活でほぼ全面介護が必要な人 | 有    |
| ⑦特別児童<br>扶養手当       | 20歳未満の障がい児（身体障害者<br>手帳1～3級程度・4級程度の一<br>部、療育手帳A・B判定・C判定<br>の一部、内部障がい、精神障がい<br>など）を養育している人<br>*手帳をお持ちでない人も申請で<br>きます。<br>*施設入所者は除きます。                                                                                                                                                                                               | 有    |
| ⑧児童手当               | 高校生年代（18歳の年度末）まで<br>の児童を養育している人<br>*公務員は勤務先から支給されま<br>す。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 無    |
| ⑨児童扶養<br>手当         | 父または母、もしくは両親のいな<br>い18歳以下（18歳に達した日の属<br>する年度の末日まで）の児童を養<br>育している人<br>*親の一方が重度の心身障がい者<br>の場合も対象になります。                                                                                                                                                                                                                              | 有    |
| ⑩愛知県<br>遺児手当        | 父または母、もしくは両親のいな<br>い18歳以下（18歳に達した日の属<br>する年度の末日まで）の児童を養<br>育している人<br>*支給期間は認定から5年間で<br>す。<br>*親の一方が重度の心身障がい者<br>の場合も対象になります。                                                                                                                                                                                                      | 有    |
| ⑪幸田町<br>遺児家庭<br>扶助費 | 父または母、もしくは両親のいな<br>い義務教育修了前の児童を養育し<br>ている人<br>*親の一方が重度の心身障がい者<br>の場合も対象になります。                                                                                                                                                                                                                                                     | 無    |



## 幸田町都市緑化推進補助制度

幸田町では、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」として、町民や事業者が行う緑化事業に補助金を交付しています。緑豊かな潤いのあるまちにするため、あなたの家庭や職場に緑を増やしませんか。

### 緑の街並み推進事業

町内の市街化区域または市街化調整区域内の既存集落において、町民や事業者が民有地を緑化する事業

**要 件** ①緑化する面積が50平方メートル以上の緑化工事

②生垣の場合は、延長15メートル以上の緑化工事

**補助対象** 建物の屋上や壁面、敷地内の空地や駐車場を緑化する工事費用のうち、植栽、植栽基盤、かん水施設および生垣設置に係る工事費用

**補 助 額** 下表の基準により算定した対象経費額の2分の1（上限500万円）を補助します。ただし、補助する額が10万円未満（生垣設置は3万円未満）の場合は交付できません。

| 対象事業     | 対象経費額算定基準           |
|----------|---------------------|
| 屋上・壁面の緑化 | 緑化面積（平方メートル）× 3万円   |
| 空地の緑化    | 緑化面積（平方メートル）× 1万5千円 |
| 駐車場の緑化   | 緑化面積（平方メートル）× 2万円   |
| 生垣の設置    | 生垣の延長（メートル）× 5千円    |



### 町民参加緑づくり事業

町民団体などが町内の公有地において、町民参加による樹林地整備や植栽等の緑づくり活動または体験学習を実施する事業

**要 件** 参加者が延べ50人以上であること

**補助対象** 工事費・需要費・講師委託料など、事業実施に必要と認められる費用

**補 助 額** 上限300万円です。ただし、補助する額が10万円未満の場合は交付できません。

### 【共通注意事項】

- どちらの事業も必ず事業着手前に交付申請をして、交付決定を受けてください。  
（着手後の申請は受け付けできません）
- その他にも要件があるので、事前に都市計画課までご相談ください。

**問合せ** 都市計画課 計画整備グループ(内線221) FAX63-5129



## 児童扶養手当の手当額の改定について

児童扶養手当の手当額および加算額が令和7年4月分から以下のとおり改定となります。

| 変更前                                                  | 変更後（令和7年4月分から）                                       |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ○児童1人のとき<br>全部支給：月額45,500円<br>一部支給：月額45,490円～10,740円 | ○児童1人のとき<br>全部支給：月額46,690円<br>一部支給：月額46,680円～11,010円 |
| ○第2子以降加算額<br>全部支給：月額10,750円<br>一部支給：月額10,740円～5,380円 | ○第2子以降加算額<br>全部支給：月額11,030円<br>一部支給：月額11,020円～5,520円 |

\* 次回支給予定は5月9日㊤（3月分～4月分）です。

**問合せ** こども課 児童育成グループ（内線134） FAX63-5334





## 国民年金保険料の学生納付特例の申請のお知らせ

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料の支払いが猶予され、10年以内であれば後払い（追納）できます（納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に後払いをする場合は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係

\* 令和7年4月時点

| 区 分    | 申請の対象となる期間     | 審査の対象となる所得 |
|--------|----------------|------------|
| 令和4年度分 | 令和5年3月分        | 令和3年中所得    |
| 令和5年度分 | 令和5年4月～令和6年3月分 | 令和4年中所得    |
| 令和6年度分 | 令和6年4月～令和7年3月分 | 令和5年中所得    |
| 令和7年度分 | 令和7年4月～令和8年3月分 | 令和6年中所得    |

### 申請時の注意点

#### ①年度ごとに申請書の提出が必要です。

1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。

#### ②過去の所得で審査します。

申請する年度に対応する前年所得（上の表を参照）に基づき審査されます。

#### ③持ち物

学生証、年金手帳または基礎年金番号通知書、身分証明書



### \* 令和7年度の国民年金保険料は月額17,510円です

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線143) FAX63-5334  
岡崎年金事務所国民年金課 ☎(0564)23-2637

↑国民年金制度の内容やメリット  
などに関する動画はこちら



## 第31回幸田町小中学校文化賞の受賞者を紹介します

2月27日(金)に幸田町中央公民館で幸田町小中学校文化賞の授賞式を行いました。この賞は、作文や俳句などの文化活動で優れた成績を残した小中学校の個人や団体に贈られるものです。受賞者の皆さんをご紹介します（敬称略）。

\* 学校名、学年は文化賞受賞時のものです。



### 個人部門

| 学校名 | 学年 | 氏名    | 大会名                    | 部門    | 成績     |
|-----|----|-------|------------------------|-------|--------|
| 荻谷小 | 5年 | 鳥居 希咲 | 令和6年度防火作品展 5年習字の部      | 書道    | 愛知県知事賞 |
| 幸田中 | 3年 | 榊原 倅  | 第24回毎日パソコン入力コンクール 全国大会 | タイピング | 毎パソ賞   |
| 幸田中 | 3年 | 真杉 遼  | 第24回毎日パソコン入力コンクール 6月大会 | タイピング | 第5位    |
| 南部中 | 3年 | 山下 華蓮 | 令和6年度明るい選挙啓発ポスターコンクール  | 絵画    | 愛知県入選  |

### 団体部門

| 学校名 | 団体名       | 大会名                      | 部門 | 成績     |
|-----|-----------|--------------------------|----|--------|
| 北部中 | 北部中学校吹奏楽部 | 第36回中部日本個人・重奏コンテスト 愛知県大会 | 重奏 | 金賞（代表） |

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



## 教育委員会の活動について点検・評価を行いました

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和6年度の活動内容について点検・評価を行いました。

### 特別支援教育事業

#### 事業の概要

特別支援を必要とする児童生徒に対して、将来、就労自立および社会参加できるように、障害の程度に応じた適切な教育的支援を連携して行う。また、日本語教育の必要な児童生徒に対して、学校生活に必要な日本語を習得し学ぶことができるよう、細やかな個別指導や集団指導を行う。

#### 外部評価委員会評価

特別支援教育のニーズが高まっており、体制の整備が求められる中で、指導員や補助員を増員して対応している施策については評価できる。また、外国籍で日本語の理解が困難であるのは児童生徒だけではなく、保護者が不便で教育の状況に影響を及ぼすこともあるので、引き続き保護者も含めた支援をしていただきたい。

### 文化財保護事業

#### 事業の概要

現在の郷土資料館は築47年経ち、施設も老朽化しており博物館の理念を遂行するための十分な設備も整っていない。そこで、現郷土資料館に替わる新たな文化財の保存・活用、郷土の歴史を学ぶ施設としての新博物館建設に向けた計画作りを進めていく。

#### 外部評価委員会評価

三河は歴史と文化が深い地区であるので、地域の資料と歴史を守って将来に残していくことに価値があり、ふるさと学習や郷土教育の充実の一助に繋がる。博物館建設には幅広い世代の声を取り入れながら進めていく必要があり、特に若い世代に知って学んでもらうことが大切であるので、郷土教育を続けながら、長期検討が必要な事業として取り組んでいただきたい。

### 町民会館管理運営事業

#### 事業の概要

文化振興により福祉の増進を図るため、公の施設として安心安全に利用することができるよう適切な施設管理を実施する。多くの人に利用していただけるよう質の高いサービスの提供、求められる多様なニーズへの柔軟な対応に努める。

#### 外部評価委員会評価

前回の評価で駐車場の不足が指摘されていたが、今回は駐車場が増えている。これは利用者にとって大きなメリットであり評価できる。町民の文化発展に寄与するためにも、指定管理者と連携し、施設の運営にしっかり取り組んでいただきたい。

\*教育委員会の施策に関する点検・評価についての詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



## 教育委員に浅井幸子さんが就任

壁谷昭代委員(横落区)の任期満了に伴い、浅井幸子さん(坂崎区)が4月1日付けで教育委員に就任されました。任期は、4月1日から令和11年3月31日までの4年間で。

#### 就任あいさつ

このたび、教育委員の大役を務めさせていただくこととなりました。

教職に就いたことのない私にこの大役が務まるか悩みましたが、3人の子を持つ母親目線の意見を、私なりに伝えていきたいと思います。

これまで地域社会のなかで子育てをしていくうちに、子どもたちの成長を支え、未来を築く教育の重要性を深く感じておりました。子どもたちを取り巻く環境は私自身が子どもの頃とはかなり様変わりをしています。SNSについては、コミュニケーションツールとして便利な反面、他人の心を切り裂く凶器にもなりえるものであります。そのようなものが身近に存在する環境のなかでも、誰もが笑顔で学校に通えるような社会が続いていくために何が最善か、学校教育に関わる保護者、地域住民、教員の皆さんとともに協力しながら尽力してまいります。

町の教育の発展に寄与できるよう、微力ではございますが全力で取り組んでまいりますのでよろしくをお願いします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



就任した浅井さん

## 毎月の無料相談

### ◎行政相談

と き 毎月第3水曜日（祝日除く） 午前10時～正午  
ところ 役場1階相談室1  
問合せ 総務課 法規グループ（内線353） FAX63-5139

### ◎人権相談

と き 毎月第1水曜日 午前9時～正午  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122） FAX62-6555

### ◎消費生活相談

#### ▶幸田町（電話相談可）

と き 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時  
\*受付は午後3時30分まで  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 企画政策課 政策グループ（内線334） FAX63-5139

#### ▶愛知県消費生活総合センター（電話相談可）

と き ㊸～㊹ 午前9時～午後4時30分  
㊺・㊻ 午前9時～午後4時  
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

### ◎多重債務相談（予約制）

と き 毎週火・木曜日 午後1時～4時  
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

### ◎司法書士法律困りごと相談（1週間前までに要予約）

と き 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時  
ところ 福祉サービスセンター  
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

### ◎無料法律相談（予約制）

と き 毎月第2木曜日 午後1時～4時  
\*令和7年度の7月・11月・3月は第2水曜日  
ところ 役場3階301会議室ほか  
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線121） FAX62-6555

### ◎税理士による税務相談（予約制）

と き 毎月第3木曜日 午後1時30分～2時15分、  
午後2時30分～3時15分  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 税務課 町民税グループ（内線161） FAX56-6218

### ◎国税に関する「電話相談センター」

と き ㊸～㊹（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時  
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話 ②自動音声→「1」  
を押す ③自動音声→相談内容の番号を押す

### ◎税務相談（予約優先）

と き 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時  
ところ 岡崎信用金庫本店（岡崎市菅生町）  
問合せ 東海税理士会 岡崎支部事務局 ☎25-6622

### ◎心配ごとお気軽相談（電話相談可）

と き 毎週水曜日 午前9時～正午  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線153） FAX56-6218

### ◎子どもの権利擁護委員会

と き ㊸～㊹（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分  
問合せ こども課 児童育成グループ（内線133） FAX63-5334  
メール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

### ◎ひとり親家庭相談（電話相談可）

と き 毎月第4木曜日  
午前10時～午後4時  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

### ◎こどもの相談

と き 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時  
ところ 役場1階相談室  
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線155） FAX56-6218

### ◎子育て相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊹ 午前8時30分～午後5時  
㊺ 午前8時30分～正午 \*㊻は電話相談のみ（祝日除く）  
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

### ◎教育相談

と き ㊸～㊹ 午前10時～午後6時  
ところ ㊸ 多文化共生拠点施設相談室  
㊹～㊺ 中央公民館教育相談室  
問合せ ☎・FAX63-1188 メール k-soudan@siren.ocn.ne.jp

### ◎高齢者の相談（訪問相談可）

と き ㊸～㊹（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分  
ところ ①北部地域包括支援センター ②中部地域包括支援センター  
③南部地域包括支援センター  
対象 ①坂崎・幸田学区在住者 ②中央・荻谷学区在住者  
③豊坂・深溝学区在住者  
問合せ ①☎62-5516 FAX62-5517 ②☎62-7331 FAX62-7254  
③☎47-7370 FAX47-7371

### ◎認知症介護電話相談

と き ㊸～㊹（祝日除く） 午前10時～午後4時  
問合せ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部  
☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

### ◎ゆるカフェ（若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会）

と き 毎月第1土曜日 午前10時～正午  
\*令和7年度の5月、1月は第2土曜日  
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた  
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154） FAX56-6218

### ◎身体・知的・精神障がい者相談（訪問相談可・予約制）

と き ㊸～㊹（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分  
ところ ①生活支援センターこうた ②相談支援事業所ひなた  
③幸田町社協相談支援事務所  
対象 ①北部中学校区在住者 ②幸田中学校区在住者  
③南部中学校区在住者  
相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士  
問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900 ③☎62-7171

### ◎心の病気を抱える人の家族の相談

と き 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時  
ところ つどいの家1階 図書室  
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

### ◎憩いの場（心の病気のある人のデイケア）

と き 毎週火曜日 午後1時30分～4時  
ところ つどいの家1階 会議室  
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151） FAX56-6218

### ◎ひきこもり家族の集い

と き 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時  
ところ つどいの家1階 会議室  
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

### ◎精神保健福祉（心の病、心の健康）相談

と き ㊸～㊹（祝日、年末年始除く） 午前9時～午後4時30分  
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課  
☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

### ◎こころの健康医師相談（2日前までに要予約）

と き 毎月の第3木曜日 午後2時～4時  
ところ 西尾保健所2階相談室  
問合せ 西尾保健所 健康支援課 ☎0563-56-5241

### ◎不動産相談

と き 毎月第1金曜日（祝日、1月、8月は除く） 午後1時～4時  
ところ 役場2階201会議室ほか  
問合せ 都市計画課 計画整備グループ（内線222） FAX63-5129

## 人口動態

2025.3.1現在

総人口 41,983人(前月比+28人)

内 男21,313人 女20,670人

世帯数 16,952世帯(前月比+17世帯)

2月  
中の  
主な  
異動

出生 26人(男 12人/女 14人)

死亡 27人(男 9人/女 18人)

転入 130人(男 69人/女 61人)

転出 100人(男 53人/女 47人)

## 戸籍異動

2月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

| 出生児                   | 保護者               | 区   |
|-----------------------|-------------------|-----|
| 鈴木 夕詠【ゆえ】             | 寛                 | 鷺田  |
| 村瀬 紗久良【さくら】           | 健之                | 鷺田  |
| 岡田 茉莉【まつり】            | 佳城                | 里   |
| 深谷 茉白【ましる】            | 亮次                | 坂崎  |
| 小出 澄葉【すみは】            | 翔                 | 岩堀  |
| 鈴木 奈瑚【なこ】             | 健太                | 市場  |
| 山本 橙佳【とうか】            | 政彦                | 高力  |
| 成瀬 衣那【えな】             | 拓郎                | 鷺田  |
| 尾崎 晴都【はると】            | 友都                | 野場  |
| 山田 識【しき】              | 透茉                | 市場  |
| 横山 頼【より】              | 空千                | 市場  |
| 三浦 颯真【そうま】            | 圭裕                | 坂崎  |
| 鳥居 海玖【がく】             | 大晟                | 上六栗 |
| 鍛冶屋 斗碧【とあ】            | 広亮                | 岩堀  |
| 戸松 彩陽【いろは】            | 真吾                | 鷺田  |
| アポット三愛グアン【おぼつとみあいぐわん】 | アポット友美<br>&アポットリー | 鷺田  |
| 今岡 莉彩【りあ】             | 祐也                | 大草  |
| 山名 雫稀【しずき】            | 可津斗               | 里   |
| 山口 暖乃【はるの】            | 昌宏                | 高力  |
| 附柴 大和【やまと】            | 雄也                | 高力  |

おくやみ申し上げます

| 死亡者    | 年齢 | 世帯主    | 区  |
|--------|----|--------|----|
| 内藤 フミ  | 98 | 内藤 幸雄  | 市場 |
| 神谷 敏子  | 77 | 神谷 正夫  | 里  |
| 藤江 雪子  | 93 | 藤江 敏夫  | 長嶺 |
| 松本 純子  | 70 | 松本 直志  | 里  |
| 谷川 よしゑ | 79 | 谷川 雅彦  | 高力 |
| 林 一江   | 86 | 林 昭男   | 岩堀 |
| 鈴木 修一  | 74 | 鈴木 真一郎 | 鷺田 |
| 山崎 百合子 | 90 | 山崎 百合子 | 里  |
| 中村 巖   | 82 | 中村 巖   | 幸田 |
| 齋藤 かね子 | 93 | 齋藤 優   | 市場 |

\* プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 4月の番組案内  
〈スマイル12チャンネル〉

## ①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)

幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新  
(毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)

## ②『町の風景』(10分)

幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。  
4月12日(土)～18日(金) 9:15、12:30、19:15放送  
4月19日(土)～25日(金) 12:15、18:00、22:15放送

## ③『店ばな工房』(15分)

幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。  
4月19日(土)～25日(金) 9:15、12:30、19:15放送  
4月26日(土)～5月2日(金) 12:15、18:00、22:15放送

## ④『幸田町今昔写真EXPLORER』(15分)

お笑い芸人ツケマイ23号が幸田町を巡り古い写真を探します。  
4月19日(土)～30日(水) 10:00、16:00、21:00放送

## ⑤『幸田町町村合併70周年記念番組』(30分)

令和6年度に行われた町村合併70周年記念事業を紹介します。  
4月26日(土)～5月2日(金) 12:30、17:30、21:15放送

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

## 今月の表紙

## 「ダンスで明るい未来へ」

今月の表紙は2月9日(日)に町民会館さくらホールで開催したダンスイベント「Dance for a bright Future～ダンスで明るい未来へ ライジングサン～」で撮影した一枚です。イベントの前半では地元で活躍しているダンスチームによるパフォーマンスやFISHBOYさんによるトークショーが行われ、出演者の家族などからの声援により一体感のあるステージとなりました。イベント後半ではプロのダンサーによる、さまざまなジャンルのパフォーマンスが次々に披露され、会場を圧倒していました。最後の出演者とEXILE TETSUYAさんが一緒に踊るステージでは、この日一番の盛り上がりを見せ、多くの参加者の笑顔を見ることができました。

プロダンスチームによるパフォーマンス



EXILE TETSUYAさんとのフィナーレ

